

○日野市戸籍及び住民基本台帳に係る届出、請求等の本人確認に関する事務取扱要綱

別表第1（第3条関係）

戸籍法に係る届出及び請求の際に提示させる書類	提示させる書類の数
<p>1. 国及び地方公共団体が発行した顔写真付き身分証明書又は資格者証明書等 個人番号カード、運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード（顔写真付き）、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る。）国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書（顔写真付き）</p>	<p>1の項の書類1以上又は2の項の書類2以上又は2の項の書類と3の項の書類それぞれ1以上</p>
<p>2. 地方公共団体等が発行した各種保険の被保険者証、公的年金証書等 国民健康保険・健康保険・船員保険・後期高齢者医療・介護保険の被保険者証、共済組合員証、年金手帳、国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金・又は恩給の証書、住民基本台帳カード（顔写真無し）、戸籍謄本等の交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書、生活保護受給者証、その他市長が適当と認める書類</p>	
<p>3. 法人が発行した顔写真付き身分証明書等 法人が発行した身分証明書（顔写真付き。国又は地方公共団体の機関が発行したものを除く。）、学生証（顔写真付き）、高齢受給者証・限度額認定証などの各種医療証、国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書（顔写真付き。1に掲げる書類を除く。）、預金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、その他市長が適当と認める書類</p>	